

(表記について)

- 2024 新規上場ガイドブック（グロース市場編）最終更新版からの主な改訂を、追加は赤字、削除は赤字取消線で表記しています。

ページ	新
2	<p>新規上場申請者上場準備会社の上場適格性に関する情報受付窓口について</p> <p>東証では、東証への上場を検討している会社、上場申請を行っている会社、上場承認されている会社（以下「上場準備会社」といいます。）に関する粉飾決算その他の上場適格性に重大な影響を及ぼす事項についての情報提供を受け付ける通報受付窓口を設置しています。東証に上場申請を行っている会社に関する粉飾決算その他の上場適格性に重大な影響を及ぼす事項についての上場準備会社について該当する情報がありましたら、以下に記載の情報受付窓口へ情報をご提供ください。ご提供いただいた情報は、上場審査に役立たせていただきます。なお、ご提供いただいた情報については、上場審査に必要と判断した範囲内において、主幹事証券会社又は担当監査法人等に提供するほか、関係者に確認を行うことがあります。調査は可能な限り情報提供者の特定につながらないように細心の注意を払って行いますが、調査を通じて、通報された事実及び内容が情報提供を端緒として開始された可能性があることが新規上場申請者上場準備会社に推知される場合もリスクがあることをご了承ください。</p> <p>https://www.jpx.co.jp/regulation/mail/new_listing/index.html</p> <p>また、東証は上場準備会社に対して通報受付窓口の存在について役職員への周知（注）をお願いしています（上場審査において周知状況を確認します。）。上場準備段階から配布可能な周知用のコンテンツも提供しておりますので、併せてご活用ください。</p> <p>https://www.jpx.co.jp/equities/listing-on-tse/ipo-benefits/03.html</p> <p>（注）原則として全役職員への周知が望まれますが、企業規模等を踏まえて周知範囲を絞り込むことも許容されます。また、上場準備活動の情報管理のために、上場承認前の周知範囲を限定することも考えられますが、不正情報の早期収集の観点から、過度な周知範囲の絞り込みは避けてください。</p> <p>（略）</p>

以 上